

名古屋国際日本語学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、外国人に対する日本語教育を行い、外国人に対し日本社会及び日本文化への理解を深めさせ、国際社会に寄与できる豊かな人材を育成し、国際社会の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、名古屋国際日本語学校という。

(位置)

第3条 本学は、愛知県名古屋市昭和区狭間町3番地6に置く。

事務室、教務室、図書室は、愛知県名古屋市昭和区狭間町4番地4に置く。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース、修業期間、収容定員等)

第4条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
大学進学2年コース	2年	120名	6クラス	4月生
大学進学1年9ヶ月コース	1年9ヶ月	38名	2クラス	7月生
合計		158名	8クラス	

(始期、終期等)

第5条 本学の大学進学2年コースは、4月に始まり、3月に終わる。

また、大学進学1年9ヶ月コースは、7月に始まり、3月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

(1) 第1学期 前期 4月1日から6月30日まで

(2) 第1学期 後期 7月1日から9月30日まで

(3) 第2学期 前期 10月1日から12月31日まで

(4) 第2学期 後期 1月1日から3月31日まで

注：大学進学1年9ヶ月コースは、第1学期 後期から始まる。

(休業日)

第6条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (3) 夏期休業（7月末または8月始めから8月末までの間の約1ヶ月）
注：大学進学1年9ヶ月コースの初年度は、8月中旬の10日間とする。
- (4) 冬期休業（12月下旬から1月上旬までの間の約2週間）
- (5) 学年末休業（3月中旬から3月31日までの間の約3週間）

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

（授業の終始時刻）

第7条 本学の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

午前クラス 9時25分から12時45分まで

午後クラス 13時30分から16時50分まで

2 校長が必要と認めたときは、前項の時刻を変更することができる。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

（教育課程）

第8条 本学の各コース別の教育課程及び授業時数は、別表1から別表2のとおりとする。

ただし、ここでいう授業時数の1単位時間は、45分とする。

（学習の評価）

第9条 学習の評価は、試験成績、学習態度等を総合して決定し、4段階評価A（優）、B（秀）、C（良）、D（不可）の評価をもって行うこととする。

（教職員組織）

第10条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 主任教員
- (3) 教員 8名以上（うち専任4名以上）
- (4) 生活指導担当者 1名以上
- (5) 事務職員 1名以上（うち専任1名以上）

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び転学

(入学資格)

第11条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- (2) 正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (3) 信頼のおける保証人を有する者

ただし、校長が許可した場合は上記入学要件を満たしていない者でも入学を許可する場合がある。

(入学時期)

第12条 本学への入学は、年2回とし、その時期は4月及び7月とする。

(入学手続)

第13条 本学の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第21条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第21条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

(休学及び復学)

第14条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、2か月以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

第16条

進級

- (1) 教育課程で定められた各授業科目について第9条に定める学習の評価を行い、C判定以上の成績を修めた者が進級する。
- (2) 一科目でもD判定がある場合は追試を実施し、一定基準の点数を修めた場合、C判定の成績を付与する。

2 修了、卒業の認定

校長は、下記に定める卒業基準要件を全て満たした者に当該課程の卒業、修了を認定し、卒業証書を授与する。

- (1) 出席率 80%以上である者。
- (2) 平素の学習成績により、第 9 条の 4 段階の総合評価を行い、全科目において C 判定以上の成績を修めた者。

(転学)

第 17 条 転出においては、原則認めない。

転入においては、本学が定めた入学資格を有する者で、欠員のある場合に限り選考の上、入学を許可する場合がある。

(編入学)

第 18 条 本校への編入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり、かつ、やむを得ない事情があると認めるときは、選考の上許可することがある。

第 5 章 賞罰

(褒賞)

第 19 条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第 20 条 生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の 3 種とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由なく出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第 6 章 生徒納付金

(生徒納付金)

第 21 条 本学の生徒納付金と納付時期は、別表 3 のとおりとする。

(納入)

第 22 条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 生徒が休学した場合には、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月の翌月から授業料を免除することがある。

3 特別の事由がある場合には、第 1 項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

3 特別の事由がある場合には、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第23条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を3か月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第24条 第21条及び第22条の規定に基づき所定の金額を納付した者が、入学の辞退又は退学をする場合における入学金、授業料及び教科書等の返還については、次に定めるとおりとする。

(1) 在留資格認定証明書が不交付の場合

選考料を除く全納付金を返金する

(2) 在留資格認定証明書交付～入学前に退学する場合

キャンセル日	査証申請前	査証不交付	査証取得後 来日前	来日後入学前
選考料	返金なし	返金なし	返金なし	返金なし
入学金	返金なし	返金なし	返金なし	返金なし
学納金 (授業料、教材費等)	100%返金	100%返金	100%返金	70%返金
事務手数料	20,000円(税別) ※送金手数料別途	20,000円(税別) ※送金手数料別途	20,000円(税別) ※送金手数料別途	20,000円(税別) ※送金手数料別途
確認事項	入学許可証と在留資格認定証明書の返却	入学許可証の返却と査証不交付の確認	査証未使用の確認と入学許可証の返却	帰国、在留カードの失効確認

(3) 入学後に退学する場合

途中退学の場合、学納金(授業料、教材費等)については、以下の表に定める通り返金する。尚、退学理由により返還手続きの際に以下の事項の確認が必要となる。

(ア) 日本国内の学校への進学：進学先の「入学許可証」及び「学生証」の提示

(イ) 就職、結婚等他の在留資格への変更：在留資格変更後の在留カードの提示

(ウ) 本国への帰国：在留期限内の出国確認と、在留カードの失効確認

対象者	退学手続日	返金対象期間	返金額	事務手数料
4月生 (1年目・2年目共通)	4月1日～ 8月31日	10月～3月分	返金対象期間学納金全額	20,000円(税別) ※送金手数料別途
	9月1日～ 9月30日		返金対象期間学納金から20%を差し引いた金額	20,000円(税別) ※送金手数料別途
	10月1日以後	対象外	返金なし	

対象者	退学手続日	返金対象期間	返金額	事務手数料
7月生(1年目)	7月1日～ 11月30日	1月～6月分	返金対象期間学 納金全額	20,000円(税別) ※送金手数料別途
	12月1日～ 12月31日		返金対象期間学 納金から20%を 差し引いた金額	20,000円(税別) ※送金手数料別途
	1月1日以後	対象外	返金なし	
7月生(2年目)	7月1日～ 11月30日	1月～3月分	返金対象期間学 納金全額	20,000円(税別) ※送金手数料別途
	12月1日～ 12月31日		返金対象期間学 納金から20%を 差し引いた金額	20,000円(税別) ※送金手数料別途
	1月1日以後	対象外	返金なし	

(4) 生徒納付金の返還対象除外事項

(ア) 退去強制処分や除籍処分

出入国在留管理庁による退去強制処分や学生本人の責任による在留資格更新不許可処分及び、学校の強制退学、除籍処分となった学生に対しては返金を行わない。

(イ) 転校

他の日本語教育機関に転校した学生に対しては返金を行わない。

(ウ) 出席不良者

出席の勧告をしたにも関わらず、改善が見られなく在籍期間中の平均出席率が80%未満である学生、或いは月の出席率が50%未満を記録し、出入国在留管庁への報告対象となった学生に対しては返金を行わない。

(エ) 来日が遅れた学生

未受講分の授業料の返金を行わない。

(5) 免責事項

天災、事故、感染症、交通機関のストライキや気象状況等で交通機関が止まる恐れがある場合、また戦争、テロなどの人的災害等のやむを得ない事情で授業を中止する場合は免責とし、その分の授業料の返金を行わない。

第7章 雑 則

(寄宿舎)

第25条 寄宿舎は、勉学に資する生活の場を学生に提供する施設とする。

(1) 寄宿舎名及び所在地は、ホームページ等で掲載する。

(2) 入居の時期は、原則として4月と7月とし、入居希望の学生は、入居の時期の

1ヶ月前には、事務に入居申請をしなければならない。

- (3) 在居期間は、原則として4月入居者は最大2年、7月入居者は最大1年9ヶ月とする。契約期間は1年間（4月～3月※7月入学者の契約期間は入学時1年契約、2年次9ヶ月契約）とし、更新月である3月と6月には、必ず寄宿舍の入居継続もしくは退去の意思を事務に通達することとする。
- (4) 寄宿料は下記の通りとする。
- 入室料 50,000円
寄宿料 21,000円～25,000円（月額）
保証金 10,000円
- 入居前に、入室料及び寄宿料1年分、保証金を支払うものとし、入居継続学生においては、更新月に同じく寄宿料1年分（※7月入学者の最初の寄宿料は9か月分）を支払うこととする。
- (5) 納入した入室料及び寄宿料は、原則返還しない。保証金においては、退去時に返金としているが、光熱費等の滞納や寄宿舍内や備品の破損等があった場合、返金しない。
- (6) 入居者は、寄宿舍の設備及び備品等を故意又は過失により滅失、破損又は汚染したときは、原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

（健康診断）

第26条 健康診断は、入学後できるだけ早期に健康診断を行うこととし、以後1年ごとに健康診断を行うこととする。

（細則）

第27条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、令和6年1月1日から施行する。

別表 1

コース名		大学進学2年コース		時 間 数		授 業 内 容 (概 要)	使用主教材	1クラス 収容定員	使用教室 番号
レ ベ ル 別 名		授業週数	1週あたり 授業時間数	授業時間数 合計					
1	初級 I	10週	20時間 (5日)	200時間		初級前半の文法と基礎的な語彙の習得を目指す。4技能の基礎的な能力の獲得を目標とする。	1日15分の漢字練習・上 みんなの日本語 I 聴解タスク25 I やさしい作文 1日10分初級から始める読解120 初級で読めるトピック25 I	20人	1・2・3
2	初級 II	12.5週	20時間 (5日)	250時間		初級前半の文法の定着、及び実際に使用できる指導。引き続き4技能の基礎的な能力の獲得を目指す。	1日15分の漢字練習・下 みんなの日本語 II 聴解タスク25 II やさしい作文 1日10分初級から始める読解120 初級で読めるトピック25 II	20人	1・2・3
3	中級	22.5週	20時間 (5日)	450時間		初級文法全般の定着、及びややレベルの高い類似表現の使い分け。より自然な日本語の習得とコミュニケーション力の向上を目指す。日本語能力試験N3程度の能力を目指す。生活の中で使えるやや高いレベルの日本語力を4技能身につける。	わかって使える日本語 日本語総まとめN3文法 日本語総まとめN3漢字 スピードマスターN3聴解 日本語能力試験関係の読解問題集	20人	1・2・3
4	中上級	22.5週	20時間 (5日)	450時間		日本語能力試験N2程度の能力を目指す。社会問題、時事問題などにも触れ、大学等進学先あるいは就職先で必要な日本語力を養う。	TRY! N2文法 日本語総まとめN2漢字 スピードマスターN2聴解 キャラクターと学ぶリアル日本語会話 日本語能力試験関係の読解問題集	20人	1・2・3
5	上級	8.5週	20時間 (5日)	170時間		N1程度の語彙・文法を学びながら、自然に自己表現ができるよう会話を中心に日本語力を高める。社会上の目的に合った言葉遣いを学ぶ。	日本語総まとめN1文法 日本語総まとめN1漢字 キャラクターと学ぶリアル日本語会話 日本語上級話者への道	20人	1・2・3
	計	76週		1520時間					

別表 2

コース名	大学進学1. 9年コース	時 間 数			授 業 内 容 (概 要)	使用主教材	1クラス 収容定員	使用教室 番号
		レ ベ ル 別 名	授業週数	1週当たり 授業時間数				
1	初級 I	10週	20時間 (5日)	200時間	初級前半の文法と基礎的な語彙の習得を目指す。4技能の基礎的な能力の獲得を目標とする。	1日15分の漢字練習・上 みんなの日本語 I 聴解タスク25 I やさしい作文 1日10分初級から始める読解120 初級で読めるトピック25 I	19人	4
2	初級 II	12.5週	20時間 (5日)	250時間	初級前半の文法の定着、及び実際に使用できる指導。引き続き4技能の基礎的な能力の獲得を目指す。	1日15分の漢字練習・下 みんなの日本語 II 聴解タスク25 II やさしい作文 1日10分初級から始める読解120 初級で読めるトピック25 II	19人	4
3	中級	22.5週	20時間 (5日)	450時間	初級文法全般の定着、及びややレベルの高い類似表現の使い分け。より自然な日本語の習得とコミュニケーション力の向上を目指す。日本語能力試験N3程度の能力を目指す。生活の中で使えるやや高いレベルの日本語力を4技能身につける。	わかって使える日本語 日本語総まとめN3文法 日本語総まとめN3漢字 スピードマスターN3聴解 日本語能力試験関係の読解問題集	19人	4
4	中上級	22.5週	20時間 (5日)	450時間	日本語能力試験N2程度の能力を目指す。社会問題、時事問題などにも触れ、大学等進学先あるいは就職先で必要な日本語力を養う。	TRY! N2文法 日本語総まとめN2漢字 スピードマスターN2聴解 キャラクターと学ぶリアル日本語会話 日本語能力試験関係の読解問題集	19人	4
	計	67.5週		1350時間				

別表 3

(1) 大学進学2年コース (4月入学)

区分	入学時	2年次	納入時期
選考料	22,000円 ※不交付歴有の方は44,000円	-	出願時に納入
入学金	88,000円	-	在留資格認定書交付時
学費	594,000円	594,000円	(入学時) 在留資格認定書交付時 (2年次) 翌年3月末まで
社会見学費	10,000円	10,000円	
施設費	-	10,000円	
留学生保険料	9,000円	9,000円	
教科書代	2年間で20,000円 ※2年次編入の場合12,000円		
合計	743,000円	623,000円	

(2) 大学進学1年9ヶ月コース (7月入学)

区分	入学時	2年次	納入時期
選考料	22,000円 ※不交付歴有の方は44,000円	-	出願時に納入
入学金	88,000円	-	在留資格認定書交付時
学費	594,000円	445,500円	(入学時) 在留資格認定書交付時 (2年次) 翌年6月末まで
社会見学費	10,000円	10,000円	
施設費	-	10,000円	
留学生保険料	9,000円	9,000円	
教科書代	2年間で20,000円 ※2年次編入の場合12,000円		
合計	743,000円	474,500円	